

○塩竈市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、塩竈市水道事業給水条例（平成10年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第5条の規定による給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申込みのとき加入金、設計審査手数料及び工事検査手数料を予納しなければならない。

3 給水装置工事申込後、工事内容及び口径等を変更しようとするときは、給水装置工事設計変更申込書（様式第2号）を提出し、加入金、設計審査手数料及び工事検査手数料の不足する場合には、申込み時に納入し、過納については工事検査後精算するものとする。

(同意書の提出)

第3条 条例第5条の規定による工事の申込者が次の各号の1に該当するときは、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、同意書の提出を求めることができる。

(1) 他人の土地又は他人の家屋内に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(平14水道部告示7・一部改正)

(給水装置の構造及び材質)

第4条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に定める基準に適合しているものでなければならない。

(受水槽以下の設備)

第5条 管理者は、受水槽式給水による配管設備について使用者又は所有者の維持管理を適正かつ容易ならしめるため、受水槽以下の設備指導を行うものとする。

(給水装置工事の検査)

第6条 条例第7条第2項の規定による工事が完了したときは、速やかに給水装置台帳（様式第3号）に竣工図を作成し、給水装置工事竣工届（様式第4号）を提出し、検査を受けなければならない。

(給水装置工事の取消し等)

第7条 工事の申込みをした者が、その工事の取消しをしようとするときは、給水装置工事取消届（様式第5号）により管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合は、設計審査手数料は還付しないものとする。

(工事費の算出)

第8条 条例第9条第1項各号に規定する工事費の算出は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 材料費は、管理者が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて得た額とする。
- (2) 運搬費は、管理者が定める。
- (3) 労力費は、管理者が定める職種別賃金日額に所要の日数を乗じて得た額とする。
- (4) 道路復旧費は、公道（国道、県道、市道）又は私道を工事のため掘さくし、その箇所を原型に復する費用とする。
- (5) 工事監督費は、管理者が定める。
- (6) 間接経費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費の合計額の100分の10とする。
- (7) その他特に必要とする費用は、管理者が定める。

(給水契約の申込み)

第9条 条例第14条の規定による給水契約の使用申込みは、給水装置使用中止申込書（様式第6号）によるものとする。

2 ハガキによる給水契約の使用申込みは、給水装置使用申込書（様式第7号）によるものとする。

(代理人の届出)

第10条 条例第15条の規定により、代理人を定めたときは、給水装置所有者代理人届（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

(管理人の届出)

第11条 条例第16条の規定により、管理人を定めたときは、給水装置管理人届（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

(報償)

第12条 管理人その他使用者の組織する団体の代表者が、条例第19条各号並びにその他の運営に協力したときは、その業務程度に応じ報償することができる。

(メーターの設置位置)

第13条 条例第17条第2項の規定によるメーターの設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分で、メーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置とする。

(メーターの管理)

第14条 メーター設置場所は、常に清潔にして、点検その他作業に支障となる物件を堆積し、又はメーターの作用を妨害してはならない。

(メーターの損害弁償)

第15条 管理者は、条例第18条第3項の規定により、メーターの損害を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して、弁償額を定める。

(使用届その他)

第16条 条例第19条による届出は、次の各号によるものとする。

- (1) 水道の使用をやめるときは、給水装置使用中止申込書による。
- (2) 給水装置を廃栓するときは、給水装置廃栓届(様式第10号)による。
- (3) 用途を変更するときは、給水装置用途変更届(様式第11号)による。
- (4) 消火栓を使用しようとするときは、消火栓使用申込書(様式第12号)による。
- (5) 臨時用に使用するときは、臨時用水使用申込書(様式第13号)による。
- (6) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置利用者名義変更届(様式第14号)による。
- (7) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者名義変更届(様式第15号)による。
- (8) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったときは、給水装置管理人届による。

(消火栓)

第17条 防火演習のため消火栓を、開栓する時間は、連続5分を超えることができない。

(集合住宅の各戸計量及び徴収適用基準)

第18条 管理者は、受水槽式給水により水道を使用する集合住宅において、配管設備が次の各号に定める条件に適合していると認める場合は、各戸ごとに使用水量を計量し、料金の徴収を行うことができる。

- (1) 使用戸数が複数で、2階以上の建物であること。
- (2) 受水槽以下の設備が設置基準に適合していること。
- (3) その他管理者が必要と認める条件に適合していること。

2 前項の規定により、各戸計量及び徴収の適用を受けようとする場合は、あらかじめ管理者に申請しなければならない。

(水量の認定)

第19条 条例第26条に規定する使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎とし、日割計算により期間の使用水量を認定する。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき、料率の多い水量をもって認定する。
- (3) 使用水量が不明のときは、前3箇月又は同年同月における使用水量並びに利用者の業態、家族等を考慮して認定する。

(料金の過不足精算)

第20条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後にその金額に変更を生じたときは、翌月以降徴収する料金において過不足を精算することができる。

(給水管の口径)

第21条 条例第24条第2項、第27条第2項及び第30条第2項に規定する「給水管の口径」とは、メーターの上流側直前の給水管の呼び径をいう。

第22条 削除（平18水道部告示4）

(身分証明書)

第23条 給水装置の検査、メーターの点検、料金徴収その他に従事する職員には、身分証明書を携帯させる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第24条 条例第39条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理の状況に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平14水道部告示6・追加、平16水道部告示1・一部改正)

(施行細目)

第25条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

(平14水道部告示6・旧第24条繰下)

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、塩竈市上水道給水条例施行規程（昭和34年水道告示第2号）によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの規程の規定によりなされた処分又は手続とみなす。

様式第 1 号(第 2 条関係)

決	部 長	技術管理者	主管課長	課長補佐	担当係長	調 査	係 員
裁							
受 付				年 月 日			
				収受番号 第 号			

給 水 装 置 工 事 申 込 書

給水装置設置場所.....
給水装置工事申込者.....
給 水 装 置 種 類 専用給水装置・共用給水装置.....
工 事 種 別 新設・改造・修繕・撤去.....
工 期 着工 年 月 日 竣工 年 月 日
利害関係人の同意

所 有 者	家 屋	住 所	
		氏 名	印
	土 地	住 所	
		氏 名	印
	給 水 管	住 所	
	配 水 管	氏 名	印

委 任

委任事項	1 上記場所の給水装置工事申込、施行及び取消しに関する一切
	2 上記工事に関する納付金等納入に関する一切
委 任 者	住 所
	氏 名

上記のとおり給水装置工事を施工したいので規定の納付金等を添えて申込みます。

年 月 日

塩竈市長 殿

工 事 受 託 者
(指定給水装置工事事業者) 印
給水装置工事主任技術者
免状交付番号 第 号 氏名 印

納 付 金

手数料(一般・直結給水・受水槽協議)		水道加入金(消費税込)	
設計審査手数料		内 訳	口径
工事検査手数料		金 額	円
		納 入	年 月 日
合 計		清 算	
取 扱 者		受 付 者	

様式第2号(第2条関係)

受付 年 月 日

部 長	技術管理者	主管課長	課長補佐	担当係長	調 査	係 員

給 水 装 置 工 事 設 計 変 更 申 込 書

- 1 給水装置設置場所
- 2 工事申込年月日 年 月 日
- 3 工事申込収受番号 第 号
- 4 給水装置工事内容 新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去
- 5 変 更 理 由

上記のとおり設計を変更いたしたいので設計図書を添付し申込みます。

塩竈市長 殿

申込者住所.....
氏.....名.....
工事受託者(指定給水装置工事事業者)
.....

手 数 料	変 更 前	変 更 後	水 道 加 入 金 (消 費 税 込 み)			
設計審査手数料	円	円	変 更 前		円	
工事検査手数料	円	円	変 更 後		円	
合 計	円	円	過 不 足 金 額		円	
過 不 足 金 額	円		精 算			
			取 扱 者		受 付 者	

様式第3号(第6条関係)

給 水 装 置 台 帳

竣 工 決 裁 欄						
部 長	技術管理者	主管課長	課長補佐	担当係長	係 員	
装置場所				申込年月日	年 月 日No.	
装置所有者				工事の内容	新設・改造・修繕・撤去	
住所				装置の種類	専用栓 ・ 共用栓	
氏名				メーター口径	口径 mm	
管所有者				竣工年月日	年 月 日	
住所				検査年月日	年 月 日	
氏名				建築確認	年 月 日	
新所有者				水栓番号	年 月 日	
住所						
氏名						
備考欄						
メーター上流側使用材料表				位 置 図		
品 目	口 径	呼 称	数 量			
竣工検査(確認)員						
給水管及び給水用具の使用材料は、政令で定める基準に適合している基準適合品を使用したことを確約します。						
給水装置工事主任技術者免許状番号						
第 号						
氏 名						
指定給水装置工事事業者						
住 所						
社 名						
代表者名						
電話番号						

様式第4号(第6条関係)

給水装置工事竣工届

給水装置設置場所	
給水装置工事申込者	
竣工検査予定年月日	年 月 日 収受番号 第 号
主任技術者	氏名
工事が竣工しましたので給水装置工事台帳(竣工図)を添えてお届けします。	
塩竈市長 殿	
指定給水装置工事業者	
氏 名 ㊟	

工事検査調査表		主任技術者 事前確認○	検査員 確認○
確 認 項 目 ・ 内 容			
竣 工 図	現地整合・オフセット確認		
止 水 栓	取付け状況・筐の流水方向・スピンドルが筐中心		
メ ー タ 筐	位置・取付・深さ・逆止弁取付・開閉防止の操作		
水 抜 栓	位置・水抜き作用・浸透枡の設置 (写真添付)		
管の埋設深さ	道路 m 宅地0.45m (写真添付)		
配 管	壁中・床下・立ち上り・接合 (写真添付)		
給水管の保護	保温・防護		
配 管 材 料	性能基準適合品の使用(メータまでは部の指定材料)		
給 水 用 具	性能基準適合品の使用・特殊器具に逆流防止装置		
受 水 槽	吐水口空管の確保・非常用水栓の設置		
機 能	通水して配管内の清掃・器具動作確認		
水 圧 試 験	φ25以下0.98Mpa1分以上・φ50以下10分以上		
路 面 復 旧	□本復旧 □仮復旧 □なし		
使用中止申込	使用中止申込書の確認・所有者名義変更の確認		
残留塩素測定	遊離残留塩素 mg/L (DPD試薬)		
指摘事項			
竣工図訂正事項			
検査の結果 ☐ 竣工 ☐ 再検査 と認める。 検査年月日 年 月 日		再検査の結果竣工と認める。 再検査年月日 年 月 日	
検査員		検査員	
再検査予定日 年 月 日			

様式第5号(第7条関係)

受付 年 月 日

部 長	技術管理者	主管課長	課長補佐	担当係長	調 査 係 員

給 水 装 置 工 事 取 消 届

- 1 給水装置設置場所
- 2 工事申込年月日 年 月 日
- 3 工事申込収受番号 第 号
- 4 給水装置工事内容 新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去
- 5 工事取消理由

上記の事由により給水装置工事の取消しをしたいのでお届けします。

塩竈市長 殿

申込者住所

氏 名 印

工事受託者(指定給水装置工事事業者)

..... 印

還 付 金	
手 数 料	円
水 道 加 入 金	円
合 計	円
(内 訳)	
.....	
.....	
.....	
.....	
精 算	

様式第6号(第9条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係 長	係 員

給 水 装 置 使 用 中 止 申 込 書

区分	1 使用 2 中止	使用中止要望日	年 月 日
住所	1 塩 竈 市	町	丁目 番 号
	2 多賀城市		
アパート名	棟 号室		
フリガナ			
使用 者 名	電話 ()		

※太枠内をご記入ください。

納入通知書送付先が上記住所と違う場合のみ、ご記入ください。

送付先住所	〒
アパート名	棟 号室
氏 名	電話 ()

代理人申込の場合、ご記入ください。

代理人氏名	電話 ()
住 所	

水 道 部 記 入 欄

水 栓 番 号		メーター指示数	
お客様番号	— —	調定開始停止月	開始・停止 月
個 人 番 号	備 考		

注 1. 塩竈市水道事業給水条例及び塩竈市水道事業給水条例施行規程が契約の内容及び条件となります。

様式第7号(第9条関係)

給 水 装 置 使 用 申 込 書

住所	1 塩 竈 市	町	丁目	番	号
	2 多賀城市				
アパート名	棟 号室				
フリガナ					
使用 者 名	電話 ()				
使用開始要 望 日	年 月 日 注:5日前までにお届がない場合にご使用 になれないこともあります。				

※太枠内を必ずご記入ください。

納入通知書送付先が上記住所と違う場合のみ、ご記入ください。

送付先住所	〒
アパート名	棟 号室
氏 名	電話 ()

水 道 部			使 用 欄	
課 長	係 長	係 員	水 栓 番 号	
			使 用 者 番 号	
			メーター指示数	
			備考	

受付 年 月 日

注 1. 塩竈市水道事業給水条例及び塩竈市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。

様式第 8 号(第 10 条関係)

給 水 装 置 所 有 者 代 理 人 届

- 1 給水装置設置場所
- 2 水 栓 番 号
- 3 代理人届出の事由

塩竈市水道事業給水条例第 15 条の規定によりお届けします。

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者 住 所

氏 名 ㊞

代理人 住 所

氏 名 ㊞

課	長	係	長	係	員

様式第 9 号(第 11 条関係)

給 水 装 置 管 理 人 届

- 1 給水装置設置場所
- 2 水 栓 番 号
- 3 代理人届出の事由

塩竈市水道事業給水条例第 16 条の規定によりお届けします。

年 月 日

塩竈市長 殿

管理人 住 所

氏 名

課 長	係 長	係 員

様式第 10 号(第 16 条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係長	係員

給 水 装 置 廃 栓 届

- 1 給水装置場所
- 2 水 栓 番 号
- 3 廃 栓 事 由
- 4 廃 栓 年 月 日

上記のとおり廃栓を届けます。

年 月 日

塩竈市長 殿

所有者 住 所

氏 名
電 話



様式第 11 号(第 16 条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係長	係員

給 水 装 置 用 途 変 更 届

- 1 給水装置場所
- 2 水 栓 番 号
- 3 変 更 用 途 現在用途

上記のとおり用途の変更をしたいので届けます。

年 月 日

塩竈市長 殿

使用者 住 所

氏 名
電 話

様式第 12 号(第 16 条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係長	係員

消 火 栓 使 用 申 込 書

- 1 消火栓設置場所
- 2 消火栓の種別
- 3 使 用 事 由
- 4 使 用 年 月 日 年 月 日 時 分より
年 月 日 時 分まで

上記のとおり消火栓を使用したいので申し込みます。

年 月 日

塩竈市長 殿

申込者 住 所

氏 名
電 話



様式第 13 号(第 16 条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係長	係員

臨時用水使用申込書

- 1 給水装置場所
- 2 水栓番号
- 3 使用期間 年 月 日より 年 月 日まで
- 4 使用水量・料金m³円

上記のとおり臨時用水を使用したいので概算料金を添えて申込みます。

年 月 日

塩竈市長 殿

申込者 住 所
氏 名
電 話
所有者 住 所
氏 名
電 話



注 1. 塩竈市水道事業給水条例及び塩竈市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。

様式第14号(第16条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係長	係員

給水装置使用者名義変更届

- 1 給水装置場所
- 2 水栓番号
- 3 旧使用者名

上記のとおり使用者名義の変更を届けます。

年 月 日

塩竈市長 殿

新所有者 住 所

氏 名
電 話

様式第15号(第16条関係)

受付 年 月 日

主管課長	係長	係員

給水装置所有者名義変更届

- 1 給水装置場所
- 2 水栓番号
- 3 旧所有者名

給水装置所有者名義の変更に際し、名義変更に関する全ての事柄を新所有者の責任にて処理いたしますので、上記のとおり届けます。

年 月 日

塩竈市長 殿

新所有者 住 所

氏 名 ㊞
電 話

届出代理人 住 所

氏 名 ㊞

様式第1号（第2条関係）

（平15水道部告示2・平20水道部告示2・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平15水道部告示2・平20水道部告示2・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平15水道部告示2・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平18水道部告示2・全改、平20水道部告示2・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平15水道部告示2・平20水道部告示2・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（平13水道部告示1・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）

（平20水道部告示2・一部改正）

様式第9号（第11条関係）

（平20水道部告示2・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（平20水道部告示2・一部改正）

様式第11号（第16条関係）

（平20水道部告示2・一部改正）

様式第12号（第16条関係）

（平20水道部告示2・一部改正）

様式第13号（第16条関係）

（平20水道部告示2・一部改正）

様式第14号（第16条関係）

（平13水道部告示1・平20水道部告示2・一部改正）

様式第15号（第16条関係）

（平13水道部告示1・平20水道部告示2・一部改正）